

小城市生活困窮者等家計改善支援事業委託業務実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づき、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者や世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者（以下「生活困窮者等」という。）の相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とし、小城市（以下「市」という。）が実施する生活困窮者等家計改善支援事業委託業務（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

(実施主体)

- 第2 本事業の実施主体は、市とし、本事業における支援決定など市が行うべき事務を除き、事業の全部を団体への委託業務により実施するものとする。
- 2 本事業を委託業務により実施するにあたって、別途定める「小城市生活困窮者等家計改善支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要領」により事業提案の公募を行い、実施事業者を決定する。
- 3 前項の実施事業者の決定は、「小城市生活困窮者等家計改善支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領」により行う。

(委託業務上限額)

第3 委託業務上限額は、4,018,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(履行予定期間)

第4 履行期間は、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

(業務内容)

第5 本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに入生活困窮者等の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 生活困窮者等の把握

小城市生活自立支援センターと連携し、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、市の関係部署等と早期発見のためのネットワークを構築する。

家計管理に関する相談窓口を145日以上(週3回、1日当たり5時間以上)開設し、家計改善支援員を1名以上配置する。また、必要に応じて訪問相談(アウトリーチ)を実施するなど、対象者を早期に把握する。

イ 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

ウ 滞納(家賃、税金、公共料金など)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

エ 債務整理に関する支援(多重債務相談窓口との連携等)

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

オ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(2) 支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 生活困窮者等の把握

小城市生活自立支援センターとの連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、市の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、家計管理に関する相談会や訪問相談(アウトリーチ)により、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を

活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は、原則 6 月とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議する。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、(1)による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に関する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う佐賀県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。

なお、これらの公的貸付制度は市民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 職員の配置

本事業は、特にお金に関わる相談支援を行うことにより、相談者の生活に直結するだけでなく家族・友人関係等にも大きな影響を及ぼす可能性があることから、相応の倫理観に加えて、相談援助や家計、金融等に関する知識・技術等を有する家計相談支援員を配置する。

(5) 実施地域

事業の実施地域は、小城市とする。

(対象者)

第6 本事業の対象者は、法第3条第1項に規定する生活困窮者及び世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者であって、市が本事業による支援が必要であると認める者とする。

(業務の実施方法)

第7 本事業の実施に当たっては、原則として、次の要件を満たし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる法人格を有する民間団体（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部を委託して実施する。

- (1) 佐賀県内に本社、本店、支社、支店などの事務所を有する法人等であること。
- (2) 仕様書で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。
- (3) 定款又は規約等で組織の運営について定めていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 小城市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成2年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。

(実施上の留意事項)

第8

- (1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省が発出する「家計相談支援事業の手引き」を参照すること。
- (2) 関係機関と個人情報共有する場合は、本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

- (3) 本事業においては、小城市個人情報保護条例、小城市暴力団排除条例、その他、各種関係法令を遵守し、適法かつ適切な事務を行うこと。
- (4) 本実施要領に定めのない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。